

はじめに～

教育委員会では、「世田谷区教育ビジョン」に基づき、区立小・中学校の児童・生徒数の今後の推移や学校施設の老朽化を念頭に、学校の適正規模化・適正配置について検討してまいりました。

本年6月には、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方（案）」を取りまとめ、これを公表するとともに、パブリックコメントを実施し、多くの区民の皆様などから様々なご意見・ご提案をいただきました。

このたび、皆様からいただいたご意見等を踏まえ、基本的な考え方を案のとおり定めるとともに、今後の具体的な取り組みについて、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（素案）」を取りまとめました。

今後、検討を進め、今年度中を目途に具体的な方策を定め、さらに、学校協議会などを活用して、学校、保護者、地域の方々など、広く学校関係者が参加する推進体制によって学校適正規模化・適正配置の取り組みを進めてまいります。

世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（素案）

1 具体的な方策（素案）の考え方

(1) 位置づけ・性格

区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方及び具体的な方策は、教育ビジョンに基づく、個別計画に位置づけられます。

また、具体的な方策は、基本的な考え方に基づいて、今後、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取り組みを推進するための実施計画という性格をもっています。

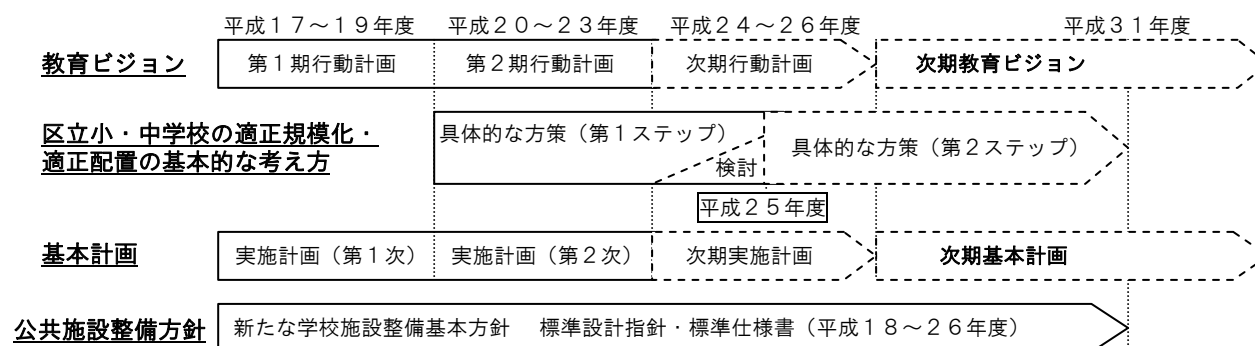
(2) 計画の期間

基本的な考え方の計画期間は、公共施設整備方針との整合を図り、平成20年度を初年度とする平成31年度までの12年間とします。

具体的な方策については、前期・第1ステップ（平成20年度～25年度）と、後期・第2ステップ（平成26年度～31年度）に分け、年次計画を定めて着実に進めていきます。

なお、第2ステップの具体的な方策については、児童・生徒数の推移を見極めながら、計画期間の前年度（平成25年度）までには、取り組みの方向を明らかにしていきます。

(3) 計画の推進（イメージ）



※期間は、学校施設のみ15年間、その他の施設は平成26年度までの10年間

2 大規模校に対する具体的な方策

これまで教育委員会では、地域の児童・生徒数の増加が著しく、通学区域内の児童・生徒の受け入れ困難が予測される学校を対象に、平成16年度から他の通学区域からの指定校変更による流入の制限を行っています。

◇平成20年度の指定校変更制限校

小学校（6校） 桜丘小、中丸小、松丘小、塚戸小、明正小、千歳小

中学校（2校） 砧中、烏山中

こうした学校の大規模化に対しては、当該校の今後の児童・生徒数の状況や隣接校との関連なども考慮して、次に掲げる対応方策について十分に検討し、適切な対策を講じる必要があります。

◇学校の大規模化への対応方策

対応方策	内容
特別教室等へ転用した教室の普通教室へのもどし	現在、特別教室やその他の用途に転用している教室を、学校の教育活動を考慮して、可能な範囲で普通教室にもどす。
指定校変更の制限の実施	指定校変更による他の通学区域からの流入を制限し、児童・生徒数の増加を抑制する。
通学区域の見直し	隣接する学校の児童・生徒数の状況や地域の事情等を考慮して、通学区域の見直しを行い、大規模校の児童・生徒数の増加を抑制する。
校舎等の増築	学校の敷地の一部に、現状の学校の機能の一体性・連続性を確保しつつ、普通教室等の増築を行う。

基本的な考え方の第2部「区立小・中学校の現状と課題」に示しているとおり、世田谷区の児童・生徒数が微増または横ばい傾向にあり、当分の間こうした傾向が続く中であって、地域や学区の単位で見ると、増加傾向が顕著なところ、反対に減少がみられるところがあります。

学校の大規模化では、施設規模に比べて児童・生徒数の増加が顕著な大規模化の傾向が、主に環状8号線沿いや西・北部地域の小学校に多くみられます。

これらの地域では、今後も住宅開発などが進むことが予想され、児童数の増加が顕著な小学校と、それに隣接する小学校とがいずれも施設規模に十分な余裕がなく、指定校変更の制限や通学区域の見直しによって、いずれの小学校においても児童の受け入れが困難な場合には、基本的な考え方に示したような方策に取り組む必要があります。

【基本的な考え方】（抜粋）

施設規模に対して児童・生徒数の増加傾向が顕著で、教室などが不足するおそれのある学校への対応が特に急がれます。指定校変更の制限などとともに、普通教室の増築など抜本的な方策に急ぎ取り組む必要があります。

第1ステップでは、まずこうした観点から、教室不足が懸念され増築などを急ぐ学校を選定して整備を進めます。

以上のようなことから、今後の児童・生徒数及び学級数の推計から、次の学校については、早急に対策を講じる必要があります。

◆対応が必要な学校

二子玉川小、砧南小、千歳小、千歳台小

（次ページにつづく）

3 小規模校に対する具体的な方策

学校の小規模化では、児童・生徒数及び学級数が減少し、今後も横ばいまたは減少傾向が続くことが見込まれる学校において、児童・生徒の学校生活や学習活動、及び学校運営や地域連携の面で、今後の推移を見通しながら、学校の活性化のための方策など適切な対応が求められます。

基本的な考え方では、小規模校に対する考え方について、次のように述べています。

【基本的な考え方】(抜粋)

特に中学校において、次のような理由から一定程度の規模の学校が望ましいと考えられます。

中学校では教科担任制を採用しているため、同一の教科に複数の教員がいない場合は、教科研究などを通して学びあい、学習指導の質を高める機会が少なくなります。これに対して、一定数の教員配置により、教科指導のうえで教員同士が切磋琢磨して、お互いに高めようとする気運が醸成されることが期待されます。また、多様な部活動が可能になり、学校の活性化につながります。さらに、教職員の校務分掌が無理のないものになり、学校運営の円滑化を図ることができます。

(中略)

そこで、第1ステップ(平成20年度～25年度)においては、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校で、他の学校と隣接している学校について候補校を絞り、①通学区域の見直し、②学校の統合、③改築・改修などの施策を組み合わせ、学校適正規模化に取り組めます。

この取り組みでは、一方の学校敷地を活用して、統合後の学校を全面改築する方法なども含め、総合的に検討します。

(中略)

第2ステップでは、児童・生徒数の推移を再度見極めながら、他の小・中学校の小規模校について取り組みの方策を検討していく必要があります。

こうした学校の小規模化に対しては、当該校の今後の児童・生徒数の状況や隣接校との関連なども考慮して、教育指導の充実や部活動の活性化、さらには学校運営の円滑化を図るとともに、良好な教育環境を整備するため、次に掲げる対応方策について十分に検討し、適切な対策を講じる必要があります。

◇学校の小規模化への対応方策

対応方策	内 容
通学区域の見直し	隣接する学校の児童・生徒数の状況や地域の事情等を考慮して、通学区域の見直しを行い、小規模校の児童・生徒数の増加を促進する。
学校の統合	小規模校と近接する学校を統合し、一定の学校規模による良好な教育環境を形成する。
改築・改修	学校の統合に伴い、良好な教育環境の整備や校舎の老朽化などを考慮し、必要に応じて、改築や大規模改修を行う。

よって、第1ステップでは、今後、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校のうち、学校間が隣接している次の学校群について、周辺の学校を含めた通学区域の再編も視野に入れて、上記の対応方策を組み合わせ、適正規模化の取り組みを進めていく必要があります。

◆適正規模化に取り組む学校群 ※ () は、あわせて通学区域の見直しが想定される学校

①若林中、山崎中(太子堂中)

②船橋中、希望丘中(緑丘中、芦花中)

4 校舎の老朽化に対する具体的な方策

校舎の老朽化では、基本的な考え方の第2部「区立小・中学校の現状と課題」に示しているとおり、現在、鉄筋コンクリートによって建設され建築後50年を経過した学校が4校あり、このままていくと、平成31年には、建築後50年を経過する学校が、60校に達することから、校舎の老朽化に対する考え方について、基本的な考え方では、次のように述べています。

【基本的な考え方】(抜粋)

老朽化への対応策として、「新たな学校施設整備基本方針(平成18年3月)」において、毎年2校ずつの改築に取り組むこととしています。この中では、①校舎等の老朽度合い、②地域の児童・生徒数の変化、③整備にかかるコスト、④学校、保護者、地域の理解、⑤公共施設整備方針をはじめとする区の総合的な施策などを考慮して、毎年改築校の選定をすることとしています。

よって、「新たな学校施設整備基本方針(平成18年3月)」に基づいて、年2校の改築ペースを堅持し、学校の適正規模化・適正配置を進め、教育環境を総合的に整備していきます。

なお、毎年の次期改築校の選定にあたって、学校の統合を含む小規模校の適正規模化を図る際に改築を行う場合には、その年次計画に合わせて改築校に選定することとします。